

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
8月18日
(火曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………一
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課)……………一
- 公告
一般競争入札の実施(税務課)……………一
- 屋外広告物講習会の開催(都市計画課)……………三
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………三



山口県告示第百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 施術者の氏名 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|-------|-------------|------------|
| 石田 忍 | すさ整骨院 | 萩市須佐四九八〇の七〇 | 平成二六、一一、一一 |

山口県告示第百九十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する

同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十七年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 区 | 域 | 区 | 分 |
|-------|---|---|--|
| 野波瀬区域 | | | 総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業 |
| 野島区域 | | | 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業 |
| 田布施区域 | | | 主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業 |



(二二九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十七年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - (一) 業務の名称及び数量
 - (二) 自動車税納税通知書等作成業務 一式
 - (三) 業務の内容
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 履行期間
- 三 履行場所
- 四 契約締結の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間
- 五 契約担当者が指定する場所
- 六 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十一号)に基づき資格審査において、業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十七年八月十八日から同年九月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十四年四月一日から平成二十七年八月十八日までの間に、国、普通地方公共団体又は特別区の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

平成二十七年九月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十

七年九月二十九日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成二十七年九月二十九日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十七年九月七日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十七年九月十六日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書

3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類

(五) 契約保証金

免除する。

- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三―二二八八)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract : Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required : Making automobile tax notices
- (3) Term of the contract : From the day after the contract through March 31, 2019
- (4) Delivery place : The place appointed by Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2288)
- (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M. September 28, 2015 (If brought in person : 2:00 P.M. September 29, 2015)

(二四〇) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例(昭和四十一年山口県条例第四十一号)第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

平成二十七年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の日時及び場所

| 日 | 時 | 場 所 |
|-------------------|------------------------|--------------------------|
| 平成二十七年十月二十六日(月曜日) | 午前九時五十分から 午後五時十五分まで | 山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室 |

二 講習科目及び時間

| 科 目 | 時 間 |
|-------------|-----|
| 屋外広告物に関する法令 | 二 |

屋外広告物の表示に関する事項
屋外広告物の施工に関する事項

二 二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千四百五十円に相当する山口県収入証紙(この収入証紙には、消印をしないこと。)及び写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)を貼つて、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出する。

四 受講申込書の受付期間

平成二十七年九月十日(木曜日)から同年十月九日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月九日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 その他

- (一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三三三三)又は最寄りの土木事務所にすること。

(二四一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称
長門市油谷新別名字丸田(三工区及び四工区)
- 二 開発許可を受けた者
長門市

平成二十七年八月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁